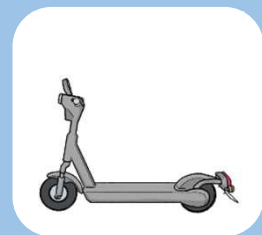


特定小型原動機付自転車の 販売事業者

レンタル事業者の方へ



特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者や利用者に対して、正しい交通ルールを周知するための交通安全教育を行うよう努めなければなりません。

「運転免許がなくても誰でも公道で乗れる」などの虚偽の宣伝や説明をすると、刑事責任を問われる場合があります。

詳しい交通ルールは、
長野県警察HP
をチェック



事業者の方へのお願い

- ◆ 公道を走行するためには、
 - ① 道路運送車両の保安基準に適合
 - ② 自動車損害賠償責任保険（共済）に加入
 - ③ ナンバープレートの取付が必要であることを説明してください。
- ◆ 16歳未満の方は運転禁止で、16歳未満の方への車両の提供も禁止されていることを説明してください。
- ◆ 購入者や利用者が16歳未満でないことを必ず確認してください。

